

○砺波市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例

平成16年11月1日

条例第102号

改正 平成18年12月22日条例第41号

平成20年3月25日条例第13号

平成26年6月27日条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、砺波市に住所を有する重度心身障害者等に対し、医療費の一部を助成することにより、重度心身障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

2 この条例において「重度心身障害者等」とは、砺波市に住所を有し、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又はその被扶養者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者又はその者の属する世帯について規則の定めるところにより算定した合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に定める合計所得金額をいう。）が1,000万円以上のものを除く。

(1) 65歳未満の者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害の程度が1級又は2級に該当するもの

- イ 富山県療育手帳交付要綱（昭和49年富山県告示第165号）第2条の規定により療育手帳の交付を受けた者であって、同要綱第5条第3号に規定する障害の程度がAに該当するもの
- (2) 65歳未満の者（前号に規定する者を除き、その者の属する世帯の合計所得金額（総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。）に対する住民税が非課税世帯の者に限る。）であって、次のいずれかに該当するもの
- ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当の支給要件に該当する者
- イ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する障害年金及び障害福祉年金の支給要件に該当する者
- (3) 65歳以上70歳未満の者（次号及び第6号に規定する者を除く。）であって、次のいずれかに該当するもの
- ア 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 富山県療育手帳交付要綱第2条の規定により療育手帳の交付を受けた者又は知的障害者と判定された者
- ウ 引き続き3箇月以上臥床している者であって、食事、入浴、排便等に常時介護を要すると市長が認定したもの
- (4) 高齢者医療確保法第50条第1項第2号に該当する者（第6号に規定する者を除く。）
- (5) 75歳以上の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「高齢者医療確保法施行令」という。）別表に定める程度の障害の状態にあると市長が認定したもの（次号に規定する者を除く。）
- (6) 65歳以上の者であって、次のいずれかに該当するもの
- ア 第1号ア又はイに該当する者
- イ アに該当する者と同程度の障害の状態にあると市長が認定した者
- 3 この条例において「自己負担金」とは、医療保険各法に規定する療養の給付その他規則で定める給付を受けた重度心身障害者等が医療保険各法に基づき負担すべき額をいう。
- 4 この条例において「一部負担金」とは、高齢者医療確保法第56条第1項で規定する後期高齢者医療給付（療養の給付その他規則で定める給付に限る。）を受けたものが同法に基づき負担すべき額をいう。

5 この条例において「受給者」とは、医療費の助成を受けようとする重度心身障害者等であって、規則の定めるところにより受給資格の登録を受けたものをいう。

6 この条例において「保険医療機関等」とは、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び保険薬局その他規則で定める者をいう。

(助成金の額)

第3条 市長が受給者に対して助成する額（以下「助成金の額」という。）は、次の各号に掲げる受給者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、法令等により医療に関する給付が行われるときは、当該給付の額を控除した額とする。

(1) 前条第2項第1号に掲げる重度心身障害者等である受給者 自己負担金の額

(2) 前条第2項第2号に掲げる重度心身障害者等である受給者 保険医療機関等に入院した場合の自己負担金（付加給付がある場合は、その額を除く。）の2分の1の額

(3) 前条第2項第3号に掲げる重度心身障害者等である受給者

ア 自己負担金の額から医療保険各法に基づき70歳に達する日の属する月の翌月以後に医療給付を受けた者（当該医療給付を受けた者に係る医療保険各法に基づく政令で定めるところにより算定した報酬、給与、給料及び所得の額が当該政令で定める額以上の場合を除く。）が負担すべき額（以下「負担すべき額に相当する額」という。）を控除した額

イ 負担すべき額に相当する額が医療保険各法に規定する高額療養費の支給要件となる金額を超える場合は、当該医療保険各法の規定により支給される高額療養費に相当する額

(4) 前条第2項第4号及び第5号に掲げる重度心身障害者等であって、高齢者医療確保法第67条第1項第1号に該当する受給者 一部負担金の額

(5) 前条第2項第4号及び第5号に掲げる重度心身障害者等であって、高齢者医療確保法第67条第1項第2号に該当する受給者 一部負担金の額から高齢者医療確保法第70条第2項又は第71条第1項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を控除した額

(6) 前条第2項第6号に掲げる重度心身障害者等である受給者 一部負担金の額  
(助成金の交付)

第4条 市長は、次に掲げるところにより医療費を助成するものとする。

(1) 第2条第2項第1号及び第3号に掲げる重度心身障害者等である受給者に対する助成金（前条第3号イに係る助成金を除く。）にあつては、保険医療機関等に交付するものとする。ただし、富山県以外の保険医療機関等で医療を受ける場合には、受給者に交付するものとする。

(2) 前号の規定により保険医療機関等に助成金を交付したときは、その医療を受けた受給者に対し助成されたものとみなす。

(3) 第2条第2項第2号及び第4号から第6号に掲げる重度心身障害者等である受給者に対する助成金及び前条第3号イに係る助成金にあつては、受給者に交付するものとする。

(届出義務)

第5条 受給者は、氏名、住所、医療保険等に変更を生じたときは、14日以内に市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第6条 医療費の助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第7条 偽りその他不正の行為によって、この条例による助成を受けた者があるときは、市長は助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、受給者が第三者行為に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に助成した金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の砺波市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例（昭和58年砺波市条例第1号）、庄川町重度心身障害者等医療費助成条例（昭和58年庄川町条例第3号）又は庄川町心身障害者医療費助成に関する要綱（昭和47年3月22日公布）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年12月22日条例第41号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定の施行の前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 市長は、第2条の規定の施行の前においても、同条による改正後の砺波市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例第2条第5項の受給資格の登録に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

附 則（平成26年6月27日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。